

## PL Report <2011 No.7>

### 国内の PL 関連情報

#### 肥料用消石灰で女性が失明 家庭菜園用として広く流通

(2011年11月1日 ニッポン消費者新聞)

畑に肥料用消石灰を散布していた女性が、消石灰が目に入り左目を失明するという事故が今年の4月に発生していたことが判った。この事故を受けて農林水産省は10月26日付け文書で肥料関係事業者団体に対して、商品の容器包装に注意事項や警告表示を記載することを求めた。また、国民生活センターも同日付の報道関係資料により、使用者に対して事故の未然防止のための情報提供と使用に当たっての注意を喚起した。

消石灰は、作物に適した土壌を作るために農作業や家庭菜園において広く使用されており、ホームセンターなどでも購入することが出来る。また、かつては、学校などでの運動時の白線にも使用されていた。その主成分である強アルカリ性の水酸化カルシウムは、皮膚、口、呼吸器を刺激し炎症を起こすと共に、目に対して腐食性があり視力障害を起こす。文部科学省は(社)日本眼科医会からの「学校での水酸化カルシウム(消石灰)の使用禁止」の要望を受けて、平成19年に同省所管の学校においては消石灰を使用しないよう指導した。

しかし、「普通肥料」である消石灰は、法律上では使用上の注意事項や警告表示は義務付けられていない。

#### ここがポイント

今回の事故は被害者が「使用した肥料用消石灰の袋に注意書があれば、安全眼鏡等を使用することで失明という事態は防げていたかもしれない」と消費者センターに苦情を申し出、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に登録されたものです。

消石灰の使用目的・有用性を考えれば、使用を禁止することは現実的でなく、また、成分を大幅に変えることで危険性を低減することも困難ですが、飛散を抑える等の観点から粒状にした製品も販売されています。

一方、消石灰の危険性については、製造業者や使用者の一部には良く知られていましたが、今回の事故や過去の学校での白線引き用消石灰の飛散による事故のように、被害者が危険性を認知していなかった例もあります。

本件では、監督官庁の指導により注意・警告表示が促進され、事故リスクの低減に一定効果があるものと思われませんが、事業者は自社の製品について、適用される法令や当局による指導の有無に関わらず、以下のような観点も考慮しつつ、定期的にはリスクアセスメント結果の見直しを行い、まずは製品設計面からの本質安全化対策の可能性を十分検討したうえ、安全防護策、警告表示の順で検討を行い、積極的に使用者のリスクを低減する対策を講じることが求められます。(消石灰の場合、粒状化は対策手段の一つと考えられる。)

- ・ 社会情勢の変化から企業に求められる製品安全のレベル、許容されるリスクが変化すること。(本件では学校での消石灰の使用禁止や、家庭菜園での使用拡大により、農作業の素人にとってより安全な製品が求められること。)
- ・ 過去の事故事例の有無や今後の同種事故発生の可能性
- ・ 被害を防止できる手段の有無

(本件では保護メガネ、保護手袋、保護マスク等。国民生活センターの報告書によれば、

これらについて製造事業者が自主的に警告表示をしている製品もあるとのこと。)

## 除雪機の事故により5年で21人死傷

(2011年11月10日 NHKニュース)

家庭用除雪機を使って除雪中に誤って巻き込まれたり、壁にはさまれるなどにより、死亡・重傷を負うケースが平成18年から平成22年までの5年間で31件発生していたことが独立行政法人、製品評価技術基盤機構（NITE）の調査によって明らかになった。

この調査によると、被害の状況は死亡事故が12件、重傷事故が9件で、その約7割が誤使用や不注意が原因であった。現象別にみると、「使用者が安全装置（※）を無効化し、巻き込まれたもの」が最も多い9件で、「運転操作を誤り除雪機と壁等との間に挟まれたもの」が4件発生している。除雪機による事故は、いったん発生すると被害が重篤となる傾向があり、NITEでは消費者に事故の内容を理解してもらい、誤った使用をなくし、事故を防止するために注意喚起を行っている。

（※）除雪機の安全装置としては、一般に以下のような機構が実用化されている。

- ①デッドマンクラッチ：使用者が操作ハンドルから手を離れた状態では、作業用クラッチ及び走行クラッチがOFF状態となり回転部及び走行が停止する機構。
- ②非常停止スイッチ：使用者と除雪機の間をコード等で結び、コードの長さ以上に離れるとコードが外れてエンジンが停止し、さらに回転部及び走行が停止する機構。

### ここがポイント

除雪機は農業機器と同様、動力を使った機械で、自動車などとは異なり鋭利な作動部が一部露出していることが特徴です。そのため、その作動部分に体が巻き込まれるなどによって負傷する事故が発生しています。社団法人農業機械工業会の除雪機安全協議会では、加盟している製造事業者に対して「歩行型ロータリ除雪機の安全規格」を昭和63年に発行し、平成16年には、同年4月より出荷される歩行型ロータリ除雪機にデッドマンクラッチの装着を義務づけています。

しかし、今回のNITEの調査では、使用者が安全装置を故意に無効化して除雪機を使用したために事故が発生するケースの多いことが判明しました。これは安全装置を使用すると、使用者にとって作業効率が悪くなるためであると考えられますが、このように作業効率のために安全装置を無効化し事故となるケースは、過去に産業用機械でも多く見られました。このため、産業用機械メーカーでは、安全装置の無効化防止や安全機構の多重設定の対策を施すとともに、産業機器のオペレーターに対する安全教育の実施などに努めてきました。

除雪機の使用者は一般市民が多く、安全に対する意識は、産業機械のオペレーターに比べても低いと考えられます。このため、産業機械のように容易に無効化できない安全装置の設置や、（巻き込まれそうになったときに）すぐに操作できる緊急停止装置の取り付け位置の検討等、製品側のさらなる安全対策の検討が必要になるものと考えられます。その上で、業界団体や製造事業者が販売・整備事業者に対して普及啓発の機会を設けるなど、除雪機の安全確保に向けてこれまで以上に積極的に取り組むことが考えられます。

## 新たな食品安全規格「FSSC22000」について

(2011年11月12日 日本経済新聞)

国内の大手食品・飲料メーカーにおいて、新たな食品の安全規格である「FSSC22000」を取得しようとする動きが出ている。食品に異物を混入する「フード・テロ」やBSE（牛海綿状脳症）

といった食にまつわる新たな問題が後を絶たないことが背景にある。FSSC22000 は特徴としては、フード・テロや、原材料やアレルギー物質の管理といった ISO22000 にはない生産ライン以外の安全確保を具体的に求めていることがあげられる。

### ここがポイント

FSSC22000 (Food Safety System Certification) は、CGF (The Consumer Goods Forum ; 世界 70 カ国、約 650 社の小売業・メーカーが加盟している団体組織) の中核を占める GFSI (Global Food Safety Initiative ; 2000 年に設立された非営利財団) がベンチマークとする食品安全規格の一つであり、日本の大手小売業でも約 450 あるプライベートブランドの生産委託先に FSSC の認証取得を要請しています。大手飲料メーカーも自社以外にサプライヤーを含め、委託製造先にも取得を求めており、その他のメーカーでも認証取得の動きがあるといわれています。

一方、従来から食品安全の国際規格として ISO (International Organization for Standardization) による ISO22000 が知られており、認証取得には PRP (Prerequisite Program ; 前提条件プログラム)、すなわち食品安全に関する基礎的な体制が整備されていることが前提となりますが、食品を取扱う幅広い組織 (一次生産者、加工、流通、卸、小売など) で利用されることを目的とした規格であることから、食品の製造事業者として整備すべき PRP としては必ずしも十分ではないと GFSI より評価されていました。このため、その後、PRP が補完、強化された ISO22002-1:2009 が発行されています。FSSC22000 の認証取得には、ISO22000 のシステムに加え ISO22002-1 で補完された PRP、さらに若干の追加要求事項に対応する必要があるといわれています。

なお、FSSC22000 の前提となり、ISO22002-1 おいて補完された PRP の特徴としては、従来の食品安全に関する基礎的な要求事項に加え、再加工、製品回収、倉庫保管等に関する対策が新たに要求されているほか、意図的な食品危害に関する対応としてフードディフェンス (食品防御) の考え方を取入れることを要求していることがあげられます。昨今は、意図的な異物の混入事件等も発生しており、食品企業にとって想定外として全くの未対策ではすまされない状況になりつつあります。フードディフェンスについては、FSSC や ISO の取得にかかわらず、リスク回避を目的として取組む重要なテーマの一つであると考えられます。

## 海外の PL 関連情報

### ベトナムにおける消費者保護法の施行について

従来ベトナムには 1999 年消費者保護条例が存在したが、これに置き換わる形で、包括的な消費者保護法案が 2010 年 11 月の国会において可決され、その後、2011 年 7 月 1 日から施行された。また、本法施行時に本法の運用について施行規則を定める旨公表されていたが、2011 年 10 月、この施行規則が公布された。

### ここがポイント

今回施行された消費者保護法では、製品欠陥と損害賠償に関して次のように規定され、製造物の欠陥に関する定義が明確化され、製造物責任の厳格化が規定されています。

(製品欠陥の概念)

製品欠陥は、①設計によって欠陥が引き起こされた大量生産品、②製造、加工、運輸、保管に起因する欠陥のある個別製品、③使用時に安全性を欠く可能性があり、消費者に対する十分な指示又は警告がない商品とされる。

(損害賠償)

取引事業者は、製品欠陥を知っていると否とを問わず、また過失の有無を問わず、欠陥商品により生じた消費者の損害を賠償しなければならないとされる。

(責任当事者)

一義的には①製品の製造業者、輸入業者等が責任を負うが、①が未確定の場合には、②消費者に対する直接販売者が責任を負うとされる。

また、製造物責任に関する規定のほか、個人情報保護、消費者への製品情報開示等について規定されている他、事業者が消費者との間で使用する契約書フォームを国、地方自治体に登録することが定められています。契約書フォームの登録については特徴的な規定であり、10月に交付された施行規則においても、契約書フォームとして満たすべき要件や当局への登録方法や、公表方法について追加的に規定されています。

このように、今回のベトナム消費者保護法は、一部に同国としての特徴を有しながらも、国際的な消費者保護の潮流を踏まえ、消費者に対する保護を総合的に図る内容となっています。

## オーストラリアー改正消費者法に基づく製品事故報告等の状況

2011年1月より、オーストラリアでは改正消費者法が施行され、製品事故等に関する強制報告義務が導入されたが(注)、この報告義務が実際上どのように運用されるかについて、産業界は関心を持ち、施行後の運用状況を見守っていた。

これに関し、2011年8月、オーストラリア競争消費者委員会(The Australian Competition and Consumer Commission—以下 ACCC)は、改正消費者法に基づく新しい強制報告義務に基づく統計として、2011年上期に ACCC が受領した報告数と報告が引き金となったリコール数を発表した。

ACCCによれば、2011年上期に ACCC に対して 911 件の報告がなされ、このうち 481 件が ACCC により評価され、430 件は他の行政機関へ移牒された。また、報告の結果として 40 件のリコールが発生した。

### ここがポイント

オーストラリアの改正消費者法における強制報告義務は、消費者用製品や製品関連サービスの供給者に対し、消費者用製品の使用又は予測可能な誤使用によって死亡や深刻な傷害や疾病を引き起こされたか、あるいは引き起こされた可能性がある場合、48時間以内に ACCC に通知することを求めており、報告を怠った場合は法人及び個人に罰金が課されます。

報告を受けた場合、ACCC は、事故が製品欠陥に起因するかどうかの観点から、事業者へのヒアリングを含めた事故原因の詳細な調査を行ったうえ、リコールを含む市場対応の要否を決定することになります。ACCC の Peter Kell 副委員長は「強制報告は著しく製品安全を向上させ、数百の安全でない製品を市場から駆逐することとなった」と述べ、リコールされた製品は、アナフィラキシーショック(アレルギー)、火傷、感電、窒息、切創に関するものであることを明らかにしています。

一方、ACCCによれば、改正消費者法施行前の2010年にも全オーストラリアで352件のリコールが実施されており、報告によって実施された40件のリコールが純粋な増加かどうかはまだはっきりせず、より長期の推移を見なければ、これらの数字を正しく評価するのは困難と見られます。

なお、同時に ACCC は大企業に比べ中堅中小企業からの報告が少ないことが課題とし、企業に対し、前述の強制報告義務の要件について再周知活動を進めていることを強調しています。こういった統計の積極的な公表や周知活動の強化は、ACCC が改正消費者法に基づく行政権を積極的に行使しようとしていることの表れと考えられ、今後の ACCC に動きを引続き

注視する必要があります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本レポートは、読者の方々に対して企業のPL対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

PLリスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらのPL関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012